食品廃棄物の適正なリサイクル推進へ

中環審循環型社会部会、判断基準省令改定へ答申

ダイコー問題受け食品関連事業者等への義務強化

中央環境審議会（環境相の諮問機関）の循環型社会部会は先月14日、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となる事項の改訂について」を答申した。これは、食品リサイクル法に基づく愛知県の登録再生事業者、ダイコーの引き起こした食品廃棄物の不正転売事件への対策として、食品製造・卸売・販売・外食などの食品関連事業者が取り組むべき措置の指針となる判断基準省令の見直しへの見解をまとめたもの。併せて公表された「判断基準省令の改定の方針」では、より具体的に、判断基準省令に盛り込むべき内容を記述しており、食品関連事業社のみならず、廃棄物処理業者にとってもその影響は少なくない。以下では、同方針と、「食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の不適正な転売の防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインに盛り込むべき主な項目」を抜粋し、引用する。（編集部）

「判断基準省令の改定の方針」

○食品循環資源の再生利用等の実施の原則（第1条）

・食品関連事業者が食品循環資源の再生利用等を実施する際に、不適正な転売を含む不適正処理がなされないよう適切な措置を講ずる旨、またその際に当該措置が再生利用の阻害につながらないようにすべき旨を追加

○食品廃棄物等の収集又は運搬の基準（第5条）・収集又は運搬の委託の基準（第6条）

・収集又は運搬時において、食品廃棄物等の性状又は発生の状況を勘案し、追加的に転売防止措置が必要と認められる場合には、食品廃棄物等が食用と誤認されないよう適切な措置を講ずる旨、また委託先において委託の内容どおり収集又は運搬されるよう確認する措置を講ずる旨を追加。

○再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準（第7条）・製造の委託の基準（第8条）

・委託先における特定肥飼料等の製造状況に加え、利用状況の確認を行う旨を追加

・特定肥飼料等の製造時において、食品廃棄物等の性状又は発生の状況を勘案し、追加的に転売防止措置が必要と認められる場合には、食品廃棄物等が食用と誤認されないような適切な措置を講ずる旨、また委託先において委託の内容どおり再生利用されるよう確認する措置を講じる旨を追加。

・食品関連事業者が、食品循環資源の再生利用として他人に特定肥飼料等の製造を委託するに当たっては、当該製造を行う者の再生利用の実態や、周辺地域における当該再生利用に係る公示された料金等を踏まえ、適正な料金で再生利用を行っている委託先を選定する旨を追加。

「食品関連事業者向けガイドラインに盛り込むべき主な項目」（抜粋）

1、ガイドラインの位置付け

○本年1月に発覚した食品廃棄物等の不適正な転売事案を受けて改正される食品リサイクル法の判断基準省令の新たな規定に基づき、食品関連事業者における食品廃棄物等の不適正な転売防止のための取組が適確に実施されるよう、その取組指針を示すものであること。

○食品リサイクル法は、廃棄物処理法の下での適正処理の確保のための規制を基礎としつつ、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進するための制度である。このことを踏まえ、食品リサイクル法判断基準省令に沿った取組指針である本ガイドラインに加えて、廃棄物処理法の下での排出事業者の責務の適確な履行が必要であることに留意する必要があること。

2、基本的な考え方

（1）本事案を踏まえた判断基準省令の改正の必要性

○食品廃棄物は、不適正に転売された場合を含め、予定された方法により処理されず、不適正に処理された場合には、腐敗性を有するという性状等から、生活環境保全上の支障を生じるおそれのあるものである。

○また、本事案のように、食品廃棄物が不適正に転売され、再度食品として流通した場合には、国民の健康に直接的な悪影響を及ぼすおそれがあるという特徴がある。

○本事案は、食品に対する消費者の不安を招いた、極めて深刻な問題である。これまで本事案に係る食品を摂取したことによる健康被害は確認されていないが、消費者の信頼を確保するとともに、上記のおそれを現実化させないため、再発防止に向けて、食品廃棄物の処理に係る対策を含め、現時点で対応可能な対策を関係府省が連携して実施していく必要がある。

○食品廃棄物の処理に係る対策としては、本事案において問題となった産業廃棄物処理業者に対する厳正な対処を行った上で、廃棄物処理業者の透明性と信頼性の強化のための対策を実施していくことは当然であるが、それとともに、食品廃棄物の排出事業者が、食品リサイクル法を含めた関係法の下での排出事業者責任を全うするため、不適正な転売防止を含めた食品廃棄物の適正処理の確保のための実効的な対策を取る必要がある。

○食品廃棄物の適正処理の確保に関しては、廃棄物処理法において事業者は再生利用を実施する場合を含め、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する責務を有している。廃棄物処理法の下でも、本事案も含めた諸課題に対応するための廃棄物処理法の施行状況の点検・評価の議論が中央環境審議会において別途行われているところである。

○食品リサイクル法は、廃棄物処理法の下での適正処理の確保のための規制を基礎としつつ、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進するための制度であるが、本事案の発覚を踏まえ、食品循環資源の再生利用等の促進をしつつ、食品廃棄物等の不適正な転売防止措置を強化していく必要がある。このため、食品リサイクル法に基づき規定される判断基準省令において、食品廃棄物等の不適正な転売防止措置を位置付け、食品関連事業者による取組の指針を示していく必要がある。

（2）食品関連事業者による食品廃棄物等の不適正な転売防止の取組の具体的方向性

○食品廃棄物等の不適正な転売を防止するためには、まずは食品循環資源の再生利用の適確な実施の確保のための取組を徹底していくことが重要である。

○具体的には、食品循環資源の適正な管理、処理委託先における特定肥飼料等の製造状況・利用状況の定期的な確認、再生利用の実施状況の把握・管理体制の整備等といった食品関連事業者による取組を徹底していくことが必要である。

○この点で、食品関連事業者に求められているのは、ただ単に再生利用施設を定期的に訪問する等の取組を形式的に実施することではない。食品関連事業者が、自らの事業に伴って排出された食品廃棄物等の処理について最後まで責任を負うとの排出事業者責任を重く再認識するとともに、再生利用事業者との十分なコミュニケーションの実施による信頼関係の強化等を通じて、食品循環資源の再生利用事業の適確な実施が促されるよう、関係者との協働による食品循環資源の再生利用事業の実施に主体的に取り組むことが必要である。

○本事案に関する検討の過程で、廃棄物処理法の下での地方公共団体の規制権限の及ばない第三者が、廃棄物の排出事業者と処理業者との間の契約に介在して、あっせん、仲介、代理等を行う場合における排出事業者の責任の在り方についての議論が提起された。排出事業者の責任において主体的に行うべき適正な処理業者の選定、再生利用の実施状況の把握・管理、処理業者に支払う料金の適正性の確認等の廃棄物処理の根幹的業務が地方公共団体の規制権限の及ばないこのような第三者に任せきりにされることにより、排出事業者としての意識・認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、排出事業者の責任が果たされなくなること等が危惧される。

○そもそも廃棄物の処理には、不適正な処理をすることによって利益を得る一方で、重大な環境汚染を引き起こすという構造的特性がある。このため、排出事業者も、その事業活動に伴って生じた廃棄物の処理を委託する場合であっても、再生利用業者との信頼関係を基礎に、廃棄物処理の根幹的業務を自ら実施していく体制を整備する必要がある。

○中長期的には、こうした食品循環資源の再生利用事業の適確な実施により、食品廃棄物等の不適正な転売防止も確保されるべきである。

○しかしながら、本事案の発覚を受けて、現時点で可能な再発防止策に喫緊に取り組む必要がある現状においては、廃棄される食品の性状（固形・液状等）、荷姿、消費・賞味期間の長さ、発生量等に応じて、あるいは、食品関連事業者の施設、棚卸し等の排出される場面に応じて、不適正な転売のリスクを考慮しつつ、食品関連事業者は追加的に転売防止措置を検討する必要がある。

○ただし、排出される施設において十分なスペースや設備がない場合等、処理委託前の食品廃棄物等に直接手を加える措置を取ることが難しいことも考えられる。こうした場合には、転売防止の具体的な取組内容を柔軟に選択し、実効的かつ継続的な形で取組を実施する必要がある。

○なお、追加的な転売防止措置が必要となる食品廃棄物等は、廃棄物処理法上の産業廃棄物として排出される食品廃棄物に限られるということはないため、こうした転売防止措置は食品卸売業、食品小売業及び外食産業においても検討を行う必要がある。

○また、転売防止の観点からは食品廃棄物等を焼却処理することが確実であるとの意見も多く聞かれたところではあるが、昨年7月に策定された食品リサイクル法の新たな基本方針等に基づき、食品循環資源の再生利用等を促進していくことは引き続き重要な課題であり、食品循環資源の再生利用の取組の促進と、食品廃棄物等の不適正な転売防止のための措置とを同時に達成するよう、具体的な取組内容を検討する必要がある。

○併せて、本事案においてとりわけ食品循環資源の再生利用を適正価格で委託することの重要性が指摘されていることを踏まえ、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用を委託する場合に、国が適正な料金の判断にあたって有用となる情報の提供を行った上で、食品関連事業者が適正な料金で再生利用を行っている委託先を選定することを改めて要請していく必要がある。

3、具体的な取組の例（※優良事例を写真等も活用して取り入れる）

○食品関連事業者と再生利用事業者との間の信頼関係の構築

○食品廃棄物等の処理委託時における転売防止対策

・廃棄物処理法に基づく適切な許可や施設等、委託する食品循環資源の収集運搬・再生利用を行うために必要な処理能力を有することの確認。その処理能力の確認方法について可能な限り具体的に記載。

・収集運搬・再生利用の実施状況を委託者が確認できるよう情報公開や書類の管理等が十分に行われていることの確認

・食品循環資源が実際に再生利用等されていることの現地確認。現地確認において評価すべき事項について可能な限り具体的に記載

・処理方法、処理量、包装の有無等に応じて適切な処理料金を請求していることの確認。処理料金については、地域によりばらつきがあることを踏まえた考え方を可能な限り具体的に記載等

○食品廃棄物等の引渡し時における転売防止対策

・マニフェスト又は自社用の伝票等による、処理委託された食品廃棄物等の量、処理施設に搬入された食品廃棄物等の量、処理設備に投入された食品廃棄物等の量の整合がとれているかの確認を通じた業務管理

・処理委託をする事業者の用いる収集運搬車両や処理施設にビデオカメラ、ドライブレコーダ、GPS等が備え付けられている場合には、これらのデータ提供を依頼することも検討

・こうした取組に加えて、廃棄される食品の性状（固形・液状等）、荷姿、消費・賞味期間の長さ、発生量等に応じて、あるいは、食品関連事業者の施設、棚卸し等の排出される場面に応じて、不適正な転売のリスクを考慮しつつ、食品関連事業者は追加的に転売防止措置を検討

・不適正な転売のリスクが相対的に高いと考えられる場合には、通常の業務管理に加え、以下のような取組を柔軟に選択し、実効的かつ継続的なかたちで取組を実施。ただし、食品循環資源の再生利用の取組を阻害しない方法を選択

①処理委託前の段階で、その包装の除去や毀損、その他一見して商品とならないような措置の実施

②賞味期限が切れていることが表示されている形で排出

③パッカー車による収集を活用する場合を含めた食品廃棄物等の破砕、又は他の食品廃棄物等との混合。この場合には、処理委託先の再生利用事業者との協議等を実施した上、食品循環資源の再生利用の取組を阻害しないよう特に留意

④廃棄物である旨、あるいは一見して食用に適さない旨の印の付与

⑤食品循環資源の再生利用施設への搬入に食品関連事業者が立ち会い、再生利用設備への投入を目視により確認等

・追加的な転売防止措置が必要となる食品廃棄物等は、廃棄物処理法上の産業廃棄物として排出される食品廃棄物に限られるということはないため、こうした転売防止措置は食品卸売業、食品小売業及び外食産業においても検討を行う必要があること

○食品廃棄物等の処理終了時における転売防止対策

・引き渡した食品廃棄物等が委託契約どおりに処理されていることの定期的な確認（目視、マニフェスト、画像などを用いた報告書の提出等）

・食品循環資源が実際に再生利用等されていることの現地確認。現地確認において評価すべき事項について可能な限り具体的に記載（再掲）

・特定肥飼料等の取引先への確認等

○その他

・不適正な転売を防止するための従業員に対する教育訓練

・食品リサイクルループの促進

・不適正な転売を防止するためのフランチャイズ本部による加盟者への指導

平成28年10月12日
環境新聞